



## 令和元年度 神戸医療産業都市クラスター活動助成金 公募要領

### 【申請受付期間】

令和元年5月13日（月）～令和元年6月3日（月）必着

### 【申請書様式の配布】

下記ホームページからダウンロードできます。

URL: <https://www.fbri-kobe.org/cluster/support/jyosei1>

### 【申請受付・問い合わせ窓口】

窓 口：公益財団法人 神戸医療産業都市推進機構  
          クラスター推進センター 都市運営・広報課  
所在地：神戸市中央区港島南町1丁目5-2  
          神戸キメックセンタービル7階

TEL：078-306-2230

FAX：078-306-0752

メール：kbic-unei@fbri-kobe.org

※申請書の提出は、郵送または持参のうえ、PDF データも  
メール送付してください。

※持参する場合は、土曜・日曜を除く 9:00～12:00、  
13:00～17:00 にお越しください。

公益財団法人 神戸医療産業都市推進機構

## クラスター活動助成金公募要領

### 1 目的

神戸医療産業都市の企業・団体等によるクラスター環境の向上や企業・団体間の交流促進の実現に資する活動に対し助成を行うことにより、イノベーションの創出を促進します。

### 2 概要

#### (1) 助成対象者

- ①神戸医療産業都市に拠点を有する大学、研究機関、医療機関または企業等の法人
- ②上記法人に所属する従業員により構成されるグループ

#### (2) 助成対象事業

助成対象者が 新たに行う 神戸医療産業都市全体の研究・操業環境の向上や構成団体間の交流促進につながると認められる活動を対象とします。

ただし、営利活動・政治活動・宗教活動を目的とするものを除きます。

#### (3) 助成対象経費

助成対象経費は、助成対象事業の実施に要する経費（消費税および地方消費税を除く）とします。

※ただし、以下に掲げるものは助成の対象から除外されます。

- ① 飲食にかかる経費（湯茶の提供等、社会通念上認められる範囲のものを除く）
- ② 助成対象者にかかる人件費
- ③ 備品購入費等助成事業者の資産形成にかかる経費
- ④ その他助成対象として不適当と判断する経費

#### (4) 助成金額等

助成金額は、1事業につき20万円を上限とします。

#### (5) 助成対象事業の実施期間

平成31年4月1日から令和2年3月末日までとします。

#### (6) 助成金の交付時期

助成事業が完了し助成金額が確定した後、請求に基づき助成金を交付します。

### 3 申請方法等

#### (1) 申請の際に提出していただく書類

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② グループ構成員名簿（予定）（別記1）
- ③ 収支予算書（別記2）

※提出書類は各1部です。

※指定様式は日本語で作成し、A4版、片面印刷で提出してください。

なお、上記印刷物とは別にPDFデータもメール送付にて提出してください。

※その他、必要に応じて追加で書類を提出していただくことがあります。

(2) 交付決定

事業内容や申請額等に関する審査を行い、予算の範囲内で助成金の交付を決定します。

(3) 事業計画の変更（随時）

交付決定後、申請内容に変更が生じた場合（原則として、変更による助成対象経費の増減額が変更前の20%を超えない場合を除く。）または助成事業を中止する場合は速やかに交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）により申請を行ってください。なお、体制の変更（グループ構成員の追加・変更等）の場合は、助成対象経費の増減額にかかわらず上記申請が必要です。

(4) 事業実績報告書の提出

助成事業完了後10日以内に、次の書類を提出してください。

- ① 事業実績報告書（様式第6号）
- ② グループ構成員名簿（実績）（別記3）
- ③ 収支決算書（別記4）

※事業実績報告書には具体的な事業内容が分かる資料と写真を添付してください。

なお、上記印刷物とは別にPDFデータもメール送付にて提出してください。

※収支決算書には助成対象経費の金額を証明する書類と支出の内訳が分かる台帳を添付してください。

※その他、必要に応じて追加で書類を提出していただくことがあります。

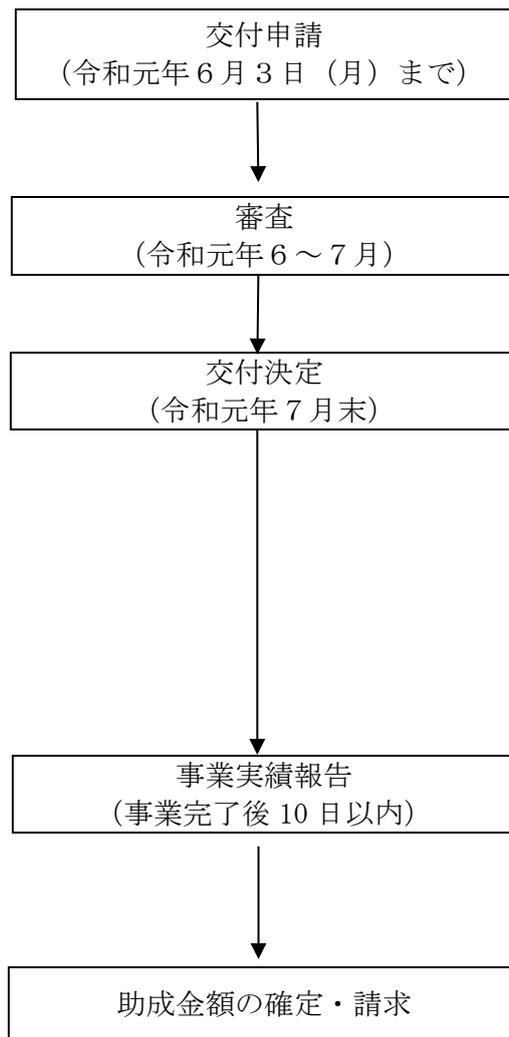
(5) 助成金額の確定及び請求

事業報告書に基づき、助成事業の成果、助成対象経費等の審査を行い、助成金額を確定するとともに確定通知書により通知します。交付決定事業者は、確定通知書を受領後、請求書（様式第8号）を作成し、助成金を請求してください。

(6) その他

- ① 提出された書類はお返ししません。
- ② 当該助成事業に係る帳簿及び書類は、助成期間終了後5年間保存する義務があります。
- ③ 審査の判定内容に関する問い合わせについては応じられません。
- ④ 次の場合は、交付決定の取消や助成金の返還を求める場合があります。
  - ・助成金の申請や助成事業の実施に関して虚偽または不正の事実があるとき
  - ・助成金を助成事業以外に使用したとき
  - ・助成事業の遂行が困難となったとき
  - ・そのほか神戸医療産業都市クラスター活動助成金交付要綱に違反したとき
- ⑤ 本助成金を受けた場合、必要に応じて助成事業の状況についての報告および内容の発表をお願いする場合があります。

#### 4 スケジュール（予定）



## 神戸医療産業都市クラスター活動助成金 Q & A 集

### 【 助成対象者について 】

Q 1. 本社が神戸市外でも申請できるか？

A : 神戸医療産業都市（ポートアイランド I 期・II 期）内に拠点を有する場合は申請可能です。

Q 2. 神戸医療産業都市内に拠点を有しない法人に所属する者を構成員として申請できるか？

A : 申請できません。

Q 3. ある法人の従業員のみでグループで申請できるか？

A : 申請できません。2 法人以上から構成される従業員グループで申請してください。

Q 4. 従業員 1 名でも申請できるか？

A : 申請できません。2 名以上のグループで申請してください。

### 【 助成対象事業について 】

Q 5. 同一の申請者が複数事業を申請できるか？

A : 別事業として明確に区別できる場合は申請可能です。ただし、勉強会としてテーマごとに申請するなどの場合は、審査の結果、一事業として交付決定する場合があります。

Q 6. 特定の企業・団体（神戸医療産業都市推進機構を含む）との交流事業で申請できるか？

A : 本助成金は、神戸医療産業都市全体の交流促進につながる内容かどうかといった点も審査項目の一つとなりますので、その点を踏まえて申請してください。当機構と実施する事業でも申請可能ですが、当機構（部署、所属する者を含む）が申請者となることはできません。

### 【 助成対象経費について 】

Q 7. 飲食を伴う交流イベント等の経費は助成対象経費に含まれるか？

A : 講演会や勉強会での湯茶の提供など、社会通念上認められる範囲のものは対象としますが、それ以外の飲食費は原則として対象外です。

Q 8. 研修として招いた外部講師への謝金は助成対象経費に含まれるか？

A : 外部講師への謝礼は助成対象とします。ただし、申請者の従業員等が講師を務める場合は対象外とします。

Q 9. 学会出席のための旅費は対象経費として認められるか？

A : 助成事業と直接関連するものかどうか判別できないため認められません。

Q 10. 事例調査のために IC レコーダーやカメラを購入したいが助成対象経費に含まれるか？

A : 含まれません。耐用年数が概ね 1 年を超えると認められるものは備品として扱い、助成対象外とします。

【 交付申請について 】

Q11. 助成金交付申請書（様式第1号）に記載する代表者役職・氏名とその印について、代表取締役社長ではなく神戸支店長名で申請できるか？

A：申請可能です。神戸医療産業都市に有する拠点の長以上の氏名・印で申請してください。

【 交付決定について 】

Q12. 審査はどのように行われるのか？

A：事務局において書類審査（必要に応じてヒアリング）を行う予定です。

【 会計について 】

Q13. 金額が証明できる書類とは何が必要か？

A：以下の①または②を提出して下さい。

①領収書、内容（仕様）が確認できる書類

②請求書（公印有り）、内容（仕様）が確認できる書類、支払いが確認できる書類

Q14. 支払（振込）が事業終了後の翌月になる支出は経費として認められるか？

A：事業完了後10日以内に金額が証明できる書類の提出があれば支出（振込）が翌月であっても経費として計上できます。

自社調達等における利益等排除の考え方

助成事業において、助成対象経費の中に助成事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合、助成対象事業の実績額の中に助成事業者の利益相当分が含まれることは、助成金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、利益等排除の方法を原則以下のとおり取り扱うこととします。

1. 利益等排除の対象

利益等排除は財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社から調達を受ける場合を対象とします。

2. 利益等排除の方法

原価をもって助成対象経費に計上します。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

これによりがたい場合は、取引価格が当該調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。この場合の売上総利益率は小数点第2位を切り上げて計算します。